

## 運動等危険補償特約

当社は、この特約により、普通保険約款第2章補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の規定にかかわらず、被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって被った傷害に対しても、保険契約者があらかじめ補償の対象とする行為に対応する当会社所定の保険料を支払っている場合に限り、保険金を支払います。